

○北海道資源管理方針の一部改正について

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定に基づき、北海道資源管理方針(以下「道方針」という。(令和2年12月1日公表、令和3年3月29日一部改正、令和3年6月30日一部改正))の一部を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和3年12月24日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前 (令和3年6月30日一部改正)
<p>北海道資源管理方針</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本道の水産業は、平成<u>31年・令和元年</u>の生産量で<u>114万トン</u>、生産額は<u>2,388億円</u>にのぼり、生産量・生産額ともに都道府県別第1位の生産となっている。また、漁業就業者数は、約2万5千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本道の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>第2～第8 (略)</p>	<p>北海道資源管理方針</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本道の水産業は、平成<u>30年</u>の生産量で<u>108万トン</u>、生産額は<u>2,735億円</u>にのぼり、生産量・生産額ともに都道府県別第1位の生産となっている。また、漁業就業者数は、約2万5千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本道の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>第2～第8 (略)</p>

(別紙 1 - 1 さんま)

第 1 (略)

第 2 1 (略)

(1) ①~③ (略)

(2) ① (略)

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。)は算入しない。)

2 (略)

(1) ①~③ (略)

(2) ① (略)

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りで

(別紙 1 - 1 さんま)

第 1 (略)

第 2 1 (略)

(1) ①~③ (略)

(2) ① (略)

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 (略)

(1) ①~③ (略)

(2) ① (略)

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りで

<p>はない。) 陸揚げした日から3 日以内（<u>行政機関の休日</u> <u>は算入しない。</u>）</p> <p>第3～第5 （略）</p>	<p>はない。) 陸揚げした日から3 日以内</p> <p>第3～第5 （略）</p>
<p>（別紙1－3 まいわし太平洋系群）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 1 （略）</p> <p>（1）①～③ （略）</p> <p>（2）① （略）</p> <p>② 知事が法第31条の規 定に基づく公表をした 日から当該管理年度の 末日まで（ただし、漁獲 可能量の追加配分等に より当該知事管理区分 の漁獲が当該知事管理 漁獲可能量を超えるお それがなくなると認め るときは、この限りで はない。）</p> <p>陸揚げした日から3 日以内（<u>行政機関の休日</u> <u>は算入しない。</u>）</p> <p>2 （略）</p> <p>第3～第5 （略）</p>	<p>（別紙1－3 まいわし太平洋系群）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 1 （略）</p> <p>（1）①～③ （略）</p> <p>（2）① （略）</p> <p>② 知事が法第31条の規 定に基づく公表をした 日から当該管理年度の 末日まで（ただし、漁獲 可能量の追加配分等に より当該知事管理区分 の漁獲が当該知事管理 漁獲可能量を超えるお それがなくなると認め るときは、この限りで はない。）</p> <p>陸揚げした日から3 日以内</p> <p>2 （略）</p> <p>第3～第5 （略）</p>

<p>(別紙 1-4 くろまぐろ (小型魚))</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 1 (略)</p> <p>(1) ①~③ (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日 <u>は算入しない。</u>)</p> <p>2~19 (略)</p> <p>第 3~第 4 (略)</p>	<p>(別紙 1-4 くろまぐろ (小型魚))</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 1 (略)</p> <p>(1) ①~③ (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から 3 日以内</p> <p>2~19 (略)</p> <p>第 3~第 4 (略)</p>
<p>(別紙 1-5 くろまぐろ (大型魚))</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 1 (略)</p> <p>(1) ①~③ (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りで</p>	<p>(別紙 1-5 くろまぐろ (大型魚))</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 1 (略)</p> <p>(1) ①~③ (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りで</p>

<p>はない。) 陸揚げした日から3 日以内（<u>行政機関の休日</u> <u>は算入しない。</u>）</p> <p>2～19 （略） 第3～第4 （略）</p>	<p>はない。) 陸揚げした日から3 日以内</p> <p>2～19 （略） 第3～第4 （略）</p>
<p>（別紙1－6 すけとうだら太平洋系 群） 第1 （略） 第2 1 （略） （1）①～③ （略） （2）① （略） ② 知事が法第31条の規 定に基づく公表をした 日から当該管理年度の 末日まで（ただし、漁獲 可能量の追加配分等に より当該知事管理区分 の漁獲が当該知事管理 漁獲可能量を超えるお それがなくなると認め るときは、この限りで はない。） 陸揚げした日から3 日以内（<u>行政機関の休日</u> <u>は算入しない。</u>）</p> <p>2～4 （略） 第3～第5 （略）</p>	<p>（別紙1－6 すけとうだら太平洋系 群） 第1 （略） 第2 1 （略） （1）①～③ （略） （2）① （略） ② 知事が法第31条の規 定に基づく公表をした 日から当該管理年度の 末日まで（ただし、漁獲 可能量の追加配分等に より当該知事管理区分 の漁獲が当該知事管理 漁獲可能量を超えるお それがなくなると認め るときは、この限りで はない。） 陸揚げした日から3 日以内</p> <p>2～4 （略） 第3～第5 （略）</p>

<p>(別紙 1-7 すけとうだら日本海北部系群)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 1 (略)</p> <p>(1) ①~③ (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から 3 日以内(行政機関の休日 <u>は算入しない。</u>)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3~第 5 (略)</p>	<p>(別紙 1-7 すけとうだら日本海北部系群)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 1 (略)</p> <p>(1) ①~③ (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から 3 日以内</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3~第 5 (略)</p>
<p>(別紙 1-9 すけとうだら根室海峡)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 1 (略)</p> <p>(1) ①~③ (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲が当該知事管理漁獲可能量を超えるお</p>	<p>(別紙 1-9 すけとうだら根室海峡)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 1 (略)</p> <p>(1) ①~③ (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲が当該知事管理漁獲可能量を超えるお</p>

<p>それがなくなつたと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（<u>行政機関の休日</u>は算入しない。）</p> <p>第3～第4 （略）</p>	<p>それがなくなつたと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3～第4 （略）</p>
<p>（別紙1-12 ずわいがに北海道西部系群）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 1 （略）</p> <p>（1）①～③ （略）</p> <p>（2）① （略）</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（<u>行政機関の休日</u>は算入しない。）</p> <p>2 （略）</p> <p>第3～第5 （略）</p>	<p>（別紙1-12 ずわいがに北海道西部系群）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 1 （略）</p> <p>（1）①～③ （略）</p> <p>（2）① （略）</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内</p> <p>2 （略）</p> <p>第3～第5 （略）</p>

<p>(別紙 1-13 ずわいがにオホーツク 海南部)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 1 (略)</p> <p>(1) ①~③ (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から 3 日以内(行政機関の休日 <u>は算入しない。</u>)</p> <p>第 3 ~ 第 5 (略)</p>	<p>(別紙 1-13 ずわいがにオホーツク 海南部)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 1 (略)</p> <p>(1) ①~③ (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から 3 日以内</p> <p>第 3 ~ 第 5 (略)</p>
--	--